

令和4年度 事業報告書

中野区療育センター
ゆめなりあ

社会福祉法人 正夢の会

社会福祉法人 正夢の会 倫理綱領

社会福祉法人正夢の会は、その活動の「基本理念」として「私達は日々の生活の中で支援を必要としている方々一人ひとりを尊重し、安心して満足して暮らせるための質の高い創造的なサービスの提供を目指します。さらに、地域の新しい福祉文化の担い手としての役割を果たしていきます」と宣言しています。

法人としてその理念を実現するために、法人は以下の5つの「基本方針」を定め、実現することを社会に約束しています。

1. 利用される方々一人ひとりの気持ちを尊重したサービスを提供します
2. スタッフは、利用される方々の生活を誠実に責任をもって支えていきます
3. 常に透明で健全な施設運営を行います。さらにサービス向上のために創造的な経営を目指します
4. 地域で暮らしている方々に対して必要なサービスを提供します
5. 地域の行政や福祉サービス事業所と連携し、地域福祉の推進に寄与していきます

正夢の会の構成員として活動する職員は、社会福祉活動の担い手として、社会一般から期待される専門的職業人としての責任を果たすとともに、法人の「基本理念」と「基本方針」の実現に向けた業務遂行活動の担い手として、以下の倫理を定め、遵守していきます。

1. <生命の尊厳> 人は、誰でも一人ひとりがかけがえのない存在です。私たちはその重みを常に意識し、利用者全てが安全かつ安心して過ごせる場を提供し、適切なサービスを受けられるよう努めます。
2. <人権の擁護> 私たちは、利用者に対して、いかなる理由によっても差別・虐待はしません。また、他からのいかなる人権侵害も許さず、利用者の人権を擁護するとともに、合理的配慮に努めます。
3. <心に添った支援> 私たちは、利用者の個を尊重し、思いを受け止め、より良い生活を送れるよう一緒に考えます。また、障害特性を認識・理解し適切な方法を用いて意思決定できるように支えます。
4. <個人情報の保護> 私たちは、個人情報に関する法令及びその他の規定を遵守し、利用者の職務上知り得た個人情報について適切に管理します。また、利用者の個人情報を使用・公表する場合には、利用者・家族などの関係者に使用目的を説明し同意を得るべく努めるなど、十分配慮した上で行います。
5. <共に生きる地域社会> 私たちは、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、認め合える共生社会を目指します。一人ひとりが地域社会に積極的に参加できるように創造的なサービスを提供します。
6. <支援の透明性> 私たちは、利用者又は家族などの関係者にオンブズマンや第三者委員会の役割や情報を分かりやすく示し、利用者が声を上げやすい環境を作ります。また、ボランティアや地域の方々を積極的に受け入れ支援の透明性を確保します。

7. <支援の専門性> 私たちは、専門職としての使命と職責を自覚し、品性と教養の維持・向上に努めるとともに、研修などを通して知識・技術の習得に励み、専門性の向上と支援技術の改善・普及に努めます。
8. <点検と評価> 私たちは、この倫理綱領が、社会一般から期待されている専門的職業人としてふさわしいものか、法人の「基本理念」の実現に寄与できているかどうか、適切な支援に寄与しているかどうかなど、絶えず点検・評価を行い、必要な修正を加え、支援の改善と向上に努めます。

1. 年間総括

令和4年度も新型コロナ禍の影響が続いた一年だった。しかし、徐々に収束していく中で、行事等も人数や実施方法を工夫しながら再開をしていった。保護者会はオンラインと対面を併行する形で開催した。

利用者との契約や面接などは日程を少人数に調整することで対面にて行うなど、直接顔を合わせる機会が再開されていく一年だった。地域に向けての地域啓発事業として2回の講演会も対面にて開催することができた。講演会のうち1回はアポロ園と共催し、地域の多くの関係者の方に出席頂いた。

新型コロナウイルス感染症対策では、消毒ボランティアの方も多くご協力頂き、日々の使用した玩具や備品などの消毒を行った。また、換気や抗原検査による集中検査等の感染対策も継続して行った。それでも利用児、職員ともに陽性者は年間通して見られたが、事業所での集団感染となることは避けられた。また中野保健所に報告していく中でも濃厚接触とならない事も多く、安定して各サービスの提供を行うことができた。

2. 事業所概要

(1) 事業内容

事業所名	中野区療育センターゆめなりあ
所在地	東京都中野区弥生町五丁目5番2号
開設年月日	平成28年9月1日
サービス種類 (定員)	①児童発達支援事業 (定員30名) ②放課後等デイサービス事業 (定員20名) ③療育相談事業 ④保育所等訪問支援事業 ⑤一時保護事業 ⑥指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業 ⑦その他事業
事業所番号	1351400278
根拠法	①②④⑥児童福祉法・障害者総合支援法 ③⑤⑦中野区各条例・要綱など

(2) 利用状況・利用実績

①年齢・性別

(令和5年3月31日現在)

(児童発達支援事業)

	男児	女児
0～1歳児	5	2
2歳児	15	8
年少児	32	12
年中児	50	12
年長児	41	17

(放課後等デイサービス事業)

	男児	女児
小学生	71	16
中学生	7	5
高校生	1	0
計	79	21
合計	100	

計	143	51
合計	194	

--	--

(障 害 児 相 談 支 援 事 業)

	男児	女児
0～1歳児	2	0
2歳児	7	1
年少児	15	8
年中児	31	7
年長児	27	12
計	82	28
合計	110	

	男児	女児
小学生	74	16
中学生	4	1
高校生	0	0
計	78	17
合計	95	

(保育所等訪問支援事業)

	男児	女児
0～1歳児	4人	2人
2歳児	14人	2人
年少児	38人	10人
年中児	61人	11人
年長児	40人	16人
計	157人	41人
合計	198人	

②援護機関 : 中野区

③利用実績

	児童発達支援				放課後等デイサービス			
	登録人数	営業日数	延利用児数	稼働率	登録人数	営業日数	延利用児数	稼働率
4月	160人	20日	475人	79%	105人	25日	369人	74%
5月	163人	23日	528人	77%	104人	23日	376人	82%
6月	173人	26日	638人	82%	104人	26日	454人	87%
7月	178人	25日	492人	66%	104人	25日	385人	77%
8月	183人	26日	538人	69%	103人	26日	315人	61%
9月	188人	24日	595人	83%	102人	24日	373人	78%
10月	194人	25日	602人	80%	102人	25日	416人	83%
11月	195人	24日	580人	81%	102人	24日	390人	81%
12月	198人	24日	591人	82%	102人	24日	372人	78%
1月	196人	23日	576人	83%	101人	23日	347人	75%

2月	194人	22日	580人	88%	101人	22日	320人	73%
3月	194人	24日	571人	79%	100人	26日	415人	80%
合計	-	286日	6,766人	AV.79%	-	293日	4,532人	AV77%

i.児童発達支援

	もも 週1～2日	さくら 週2～5日	たんぽぽ 週1～5日	個別療育	合計
登録人数	8人	14人	17人	155人	194人
年間実施日数	140日	235日	236日	286日	286日
年間実績	455人	1,640人	1,816人	2,855人	6,766人
一日当たり利用人数	3.3人	7.0人	7.7人	10.0人	23.7人

ii.放課後等デイサービス

登録人数	100人
事業実施日	293日/年
利用実績	4,532人/年
	15.5人

iii.療育相談

分類	合計	0歳児	1歳児	2歳児	年少	年中	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中学生	高校生
精神発達遅滞(疑い含む)	17		3	7	2	4			1						
広汎性発達障害(疑い含む)	104		12	25	27	26	7	3	1	2				1	
注意欠如多動性障害(疑い含む)	15			3	4	2	3	2					1		
ダウン症候群	2	1						1							
その他の染色体異常	1			1											
脳性麻痺(CP)	0														
脳障害	5	3	1	1											
運動機能障害	3		3												
構音障害	15				5	5	4	1							
その他	6	1		2	1	1	1								
合計	168	5	19	39	39	38	15	7	2	2	0	0	1	1	0

iv.保育所等訪問支援

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
契約人数	130	136	152	159	167	175	181	188	188	200	198	198	-
利用人数	12	56	57	25	22	72	40	49	39	52	72	42	538

v.一時保護

登録人数	98人
事業実施日	293日／年
利用実績	378人／年
	1,686時間5分

vi.指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
サービス等利用計画	37	10	24	15	20	17	18	13	18	24	15	19	230
モニタリング	17	10	19	21	14	20	13	20	18	16	17	15	200
合計	54	20	43	36	34	37	31	33	36	40	32	34	430

vii.きょうだい対応保育人事業

登録人数	76人
事業実施日	286日／年
利用実績	296人／年

3. 経営（収入面・運営面）

(1) 収入面

①児童発達支援事業

令和4年度は新型コロナウイルス感染症により大幅に利用率が下がる月はなく、安定した実績の推移となった。しかし、クラス別に見ると2歳児親子クラスでは感染状況を鑑みてお休みする場合も多く、半分程度の出席率となった月もあった。

②放課後等デイサービス事業

令和4年度は新型コロナウイルス感染症により大幅に利用率が下がる月はなく、安定した実績の推移となった。ご本人の特性や、ご家庭の事情などにより休みがちな利用児も在席しており、個別の出席率で見るとかなり差がある状態となっている。しかし、不登校の方や放課後の過ごす場所が少ないなど、自宅を出て外で過ごす場所となっている為、引き続き登園に向けての丁寧な支援を継続していく。

③保育所等訪問支援事業

令和4年度も希望者が多く登録者は200人に及んだ。登録者が増えてきたことで、新たに訪問する幼稚園・保育園も増え、中野区療育センターゆめなりあと直接つながる機会にもなっている。子どもたちが最も困ることが多い集団の場面の観察と支援に対しては今後も高いニーズが予想される。また保育所等訪問支援から子どもへの支援の必要性について保護者が気づき、就学相談や就学支援シートの活用、また他の福祉サービスに繋がっていく機会ともなっていた。

④障害児相談支援事業

約200名の方へ計画相談、モニタリングを実施した他、支援が必要なご家庭には別途相談をお受けした。計画相談を待機している方もおり、中野区民の方のご期待に応えられるようにしていきたい。

(2) 運営面

児童発達支援・放課後等デイサービスは開所より6年が経過し、指定更新を行った。令和5年度には相談支援の指定更新を控えている。

設備面でも一部空調に不調があり、定期的な清掃が必要になったことや、木材の装飾部分や床、壁など経年劣化が見られる部分も見られるようになった。今後設備の修繕、更新なども必要となる箇所を点検し計画的に取り組んでいく必要がある。

4. 支援

(1) 児童発達支援事業 定員 30人

児童福祉法第6条の2の2第2項に基づき、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応支援等を実施する事業。

①親子通園クラス：もも

対象：2～3歳児

曜日：月・木・金曜日

時間：9時30分～11時45分

内容：保護者と支援を共有するため、親子同伴で実施した。制作、粘土、感触、散歩、運動、お絵かき、ふれあい、リズムなど様々な遊びなどを提供し、子どもの主体性や社会性を育んだり、興味関心が広がったりするように支援した。

専門療育（ST、心理、PT、OT）は必要に応じて登園日に提供した。

②親子分離クラス：さくら

対象：3～4歳児

曜日：月曜日～金曜日

時間：9時30分～13時45分

内容：制作、粘土、感触、散歩、運動、お絵かき、ふれあい、リズムなど様々な遊びなどを提供し、子どもの主体性や社会性を育んでいくよう支援した。新入園児は親子登園としたが、一定期間経過後は単独登園とした。保護者と支援方針を共有するために第3週目に親子参加週間を行い、日程を指定することで分散しながら実施した。

専門療育（PT、OT、ST、心理）は必要に応じて登園日に提供した（保護者同伴）。

③親子分離クラス：たんぽぽ

対象：4～5歳児

登園日：月曜日～金曜日

時間：9時30分～13時45分

内容：制作、粘土、感触、散歩、運動、お絵かき、ふれあい、リズムなど様々な遊びなどを提供し、子どもの主体性や社会性を育んだり、興味関心が広がったりするように支援した。保護者と支援方針を共有するために第4週目に親子参加週間を予定していたが、密を避けるために未実施とした。専門療育（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理）は必要に応じて登園日に提供した（保護者同伴）。

④音楽活動

担当：音楽講師

実施日：木・金曜日

時 間：11時00分～12時00分

内 容：山、月、空、星、もものグループ（1グループ5名程度）に分かれ、日替わりで実施。歌、楽器、体操、GO&STOP、模倣、クールダウンなどを実施した。

⑤個別療育

対 象：幼稚園・保育園等に所属する児、2歳児未満など所属先のない児。

登園日：月曜日～土曜日のうち月2回程度

時 間：1回45分

内 容：i. ご希望とニーズに応じて、専門療育（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理）を提供した。保育所等訪問支援の担当者や所属園と情報交換を行い、特性の理解や必要な支援の共有をはかった。

(2) 放課後等デイサービス事業 定員20名

児童福祉法第6条の2の2第4項に基づき、放課後及び夏休み等の長期休業期間中に生活能力向上のために必要な支援等を実施する事業。

①活動

対 象：小学生～高校生

利用日：月曜日～土曜日

時 間：放課後～17時00分、10時00分～17時00分

内 容：制作、感触遊び、外出活動などを通して、子どもの主体性や社会性を育めるように支援した。また、個別の時間を設け、社会性や運動発達などのニーズに応じた支援も提供した。

②音楽活動

担 当：音楽講師

実施日：月曜日

時 間：16時00分～17時00分

内 容：ドラゴン、ペガサス、ユニコーンのグループ（1グループ5名程度）に分かれ、日替わりで実施。歌、楽器、太鼓、GO&STOP、模倣、クールダウンなど

(3) 療育相談事業

中野区療育指導事業運営要綱に基づき、発達支援や療育等に関する専門的な相談を実施する事業。

対 象：0～18歳

内 容：主に各すこやか福祉センターからの紹介で療育についての相談を行った。療育相談は保護者担当、子ども担当、必要に応じて記録担当の職員で対応した。保護者の方からの聞き取りと、お子さんへ対しては専門職が行動観察や検査等を通して発達の見立てを行い、療育相談結果票の発行を行った。

(4) 保育所等訪問支援事業

児童福祉法に基づく事業。保護者と契約を結び、発達上の課題や障害があると思われる子どもが在籍する保育園、幼稚園などを定期的に訪問し、対象児への関り方や集団での過ごし

方などについて支援し、保護者や在籍園の職員等と共有した。

対 象：幼稚園・保育園に所属する児。

(5) 一時保護事業

中野区立障害児通所支援施設一時保護事業実施要綱に基づき、保護者の疾病、用事等の理由や、一時的な休息を目的として子どもを一時的にお預かりした。

定 員：3名

対 象：0～18歳の療育や専門指導を受けている子ども、障害手帳を交付されている子ども。

日 時：月曜日～土曜日 9時00分～18時00分

(6) 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

児童福祉法第6条の2の2第6項に基づき、障害福祉サービス等の利用希望申請があった障害児について、障害児支援利用計画の作成、及び支給決定後の障害児支援利用計画の見直しなどを行った。

(7) 児童発達支援事業利用児童の「きょうだい対応保育人」事業

児童発達支援事業において、親子登園でのご利用の際に、ご兄弟の預け先がない場合にお預かりを行い、保護者と利用児に適切な親子療育の環境を提供した。

定 員：3名（同一時間帯における）

対 象：定額を目安とした月齢で風邪症状等のない健康な未就学児

時 間：9時20分～16時40分

(8) 地域啓発事業

・令和4年11月5日『ことばとこころの発達-絵本の読み聞かせを通して』参加者：25名

講師：島田療育センター 圓山哲哉氏 会場：南中野区民活動センター

・令和5年1月20日『療育ってなあに？-笑顔で支える子どもの育ち-』参加者：27名

講師：島田療育センター はちおうじ小沢浩氏 会場：中野区産業振興センター

(9) カームダウンルームの運営

各事業（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、一時保護事業）の利用児童で適宜使用した。

(10) その他

①スタッフ体制（令和5年3月31日）

	常勤	非常勤		常勤	非常勤
管理者・児童発達支援管理責任者	1		理学療法士		2
児童発達支援管理責任者	1		心理職	4	3
児童発達支援管理責任者・言語聴覚士	1		看護師		7
支援スタッフ	7	17	音楽講師		1
事務員	1	2	スーパーバイザー		6
相談支援専門員	1	2	嘱託医		6
言語聴覚士	2	2	オンブズマン		1
作業療法士	3	4	合計	21	53

5. 医療・食事

嘱託医による健康診断（主に児童発達支援クラス療育利用児）、医学的助言、相談、指導の機会を設けた。

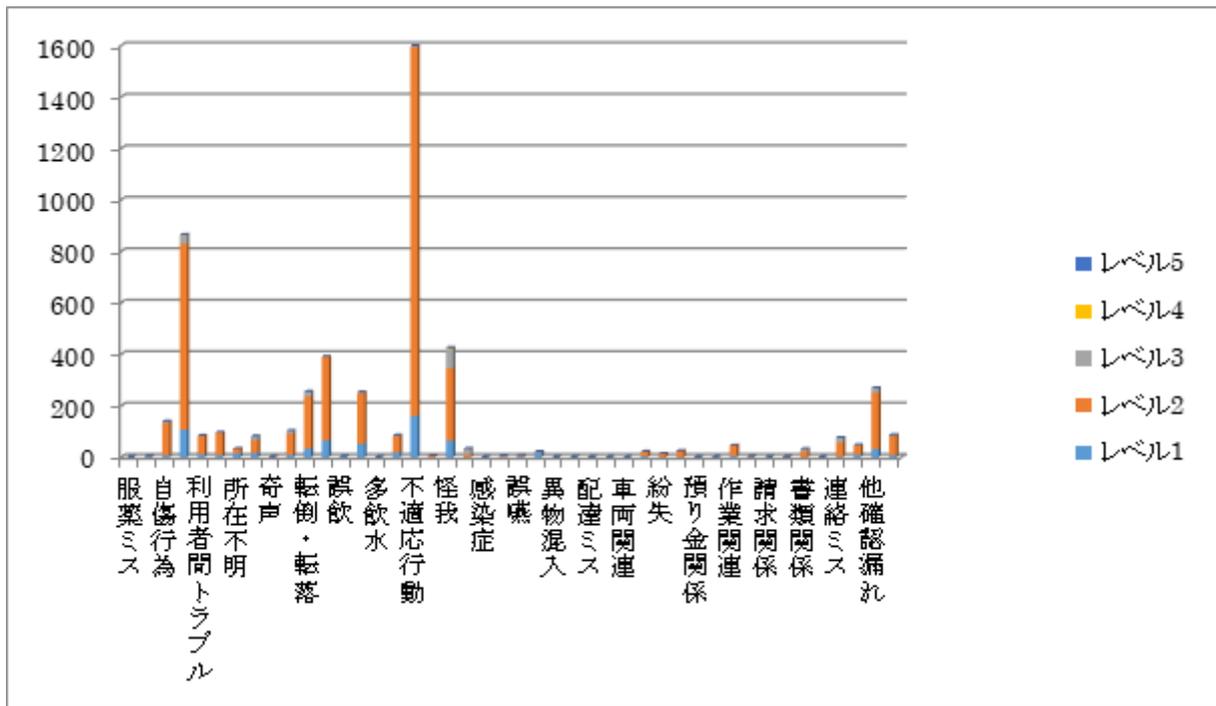
看護師2名が常駐し各事業で医療的ケアの必要な児童の受け入れを行った。

言語聴覚士による各事業でニーズに合わせて摂食の評価を行った。

6. リスクマネジメント・防災

(1) リスクマネジメントシステム

①インシデント/アクシデント/レレポート月別件数と分類表



②考察

i 最も多い報告は利用児の不適応行動 1598 件で全体の 31%、次いで他傷行為 865 件で 17%、危険行為 391 件の 8%となった。児童発達支援、放課後等デイサービスともに同じような傾向が見られた。また、不適応行動、他傷行為は、児童発達支援、放課後等デイサービスともに何名かの特定の利用児に集中して発生している。

ii レベル別としては、レベル2は4,191件(82%)、レベル1は656件(13%)、レベル3は256件(5%)となった。レベル4、レベル5の報告は無かった。しかし、鼻に異物を入れ、通院中に自然に取れたケースなど大事には至らなかったが、重大な事故も起きてしまった。改善策を含めて中野区への報告、保護者への報告を行った。

iii 令和4年度は、5月、7月に管理職とリーダーの異動があり、管理面、現場での役割など事業所としても変化の多い一年だった。スタッフの確認漏れなどの業務上のミスも年間通して発生した。また休職、退職なども年度の後半に続いてしまったこともあり、スタッフ全体の業務の負担が増えたことや、役割の引継ぎ不足や連携不足なども要因と考えられる。

(2) 大震災などの災害時に備え、BCP(事業継続計画)を作成中。

(3) 避難訓練

児童発達支援事業は毎月、放課後等デイサービス事業は年 2 回実施した。12 月に南中野区民活動センターと合同で訓練を実施。消防署員指導による AED 操作などの訓練も行った。

7. 地域における公益的な取組

中野区内社会福祉法人等連絡会主催のフードパントリーに参加し、地域の希望者に対して食料の配布を行った。